

# 高齢者の「終活」につけ込んだ悪質商法にご用心！



## 事例 1 (訪問購入)

郵便ポストに「無料出張査定」とチラシが入っていた。不要な着物やカバンがあったので連絡し、担当者が来ると着物やバックには目もくれず「金属金はないか」と言い出した。母の形見のネックレスや指輪を見せたところ売るといっていないのに一方的に「2万円で買い取る」といい、カバンにしまった。「金属金一式2万円」と書いた契約書と現金を受けとったが、母の形見を渡したことが後悔している。取り戻したい。

## 事例 2 (原野商法の2次被害)

知らない業者から電話があり山林の売却をもちかけられた。この土地は両親が400万円で購入した土地である。業者から「オリンピックまでに、その土地一帯に複合レジャー施設を造る予定」「約5千万円で買い取る」と言われ自宅で話を聞いた。その際「他の土地を購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」と勧誘された。よくわからなかったが子どもたちに負の財産を残したくなかったので、約400万円支払い契約書にサインした。その後、期日になってもお金は支払われず業者は電話にでない。改めて契約書を確認したところ山林を約千200万円で売り原野を約千600万円で購入する契約になっていた。※原野商法とは無価値で値上がりの見込みがない土地を値上がりすると偽って売りつける商法

## アドバイス

「訪問購入」において契約してしまっても契約書を受け取った日を含め8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間中は事業者への商品引き渡しを拒むことができます。売るつもりのない物についてはきっぱり断りましょう。

「原野商法の2次被害」はかつて原野商法の被害に遭った人が「あなたの持っている土地を高く買い取る」と勧誘され売却額よりも高い新たな山林等を購入させられる2次被害が目立っています。業者と連絡がつかなくなることも多く一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。

原野商法で買った土地を「買い取る」と勧誘を受けたらきっぱりと断りましょう。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや！)

消費生活相談室

☎ 042-384-4999 (直通)